

北方領土隣接地域等の振興について

国土交通省北海道局

令和4年11月15日

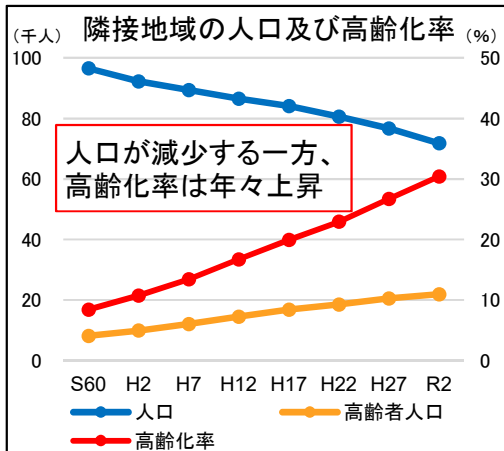
計画の目標	主要施策	施策の検討項目	計画 部会	資料
目標Ⅰ 我が国の豊かな暮らしを支える北海道 ～食料安全保障、脱炭素化、観光立国等を先導	1. 食料安全保障を支える 農林水産業・食関連産業の持続的な発展	(1) 我が国を先導する農林水産業の生産力強化 (2) 国内外のマーケットに対応したバリューチェーンの構築 (3) 持続可能な農林水産業の展開 (4) 農林水産業の持続性を支える農山漁村の振興	第6回	資料3
	2. 地球温暖化対策を先導する 活力ある脱炭素社会の実現	(1) 北海道の地域特性を活かした持続可能な脱炭素社会の形成 (2) エネルギー基地の形成 (3) 北海道のCO2吸収力の発揮	第6回	資料4
	3. 世界トップクラスの観光地の形成	(1) 世界市場に向けた新たな観光コンテンツの創出と観光の生産性向上 (2) 多様な旅行者の受入環境の整備と地方部への年間を通じた誘客の実現 (3) 持続可能な観光地域づくりによる自然環境・文化の保全と観光の両立	第6回	資料5
	4. 地域の強みを活かした産業の育成	(1) 再生可能エネルギーを活かした産業振興 (2) 地理的・気候的な優位性を活かした産業振興	第6回	資料6
	5. 豊かな自然と共生する持続可能な社会の形成	(1) 北海道の特性を活かした自然共生社会の形成 (2) 資源を最大限に利活用する循環型社会の形成	第6回	資料7
	6. 北方領土隣接地域等の振興	(1) 北方領土隣接地域の安定振興 (2) 国境周辺地域・離島地域の振興	第6回	資料8
	7. アイヌ文化の振興等	(1) アイヌ文化の振興等の推進	第6回	資料9
目標Ⅱ 北海道の価値を生み出す北海道型地域構造 ～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり	1. デジタルの活用による生産空間の維持・発展	(1) 必要なサービスをデジタル技術で享受できる社会の形成 (2) 広大な北海道に適したデジタル情報基盤の整備	第5回	資料5
	2. 多様で豊かな地域社会の形成	(1) 人への投資と多様な人材・主体による協働・共創の展開 (2) 多様な暮らし方・働き方の実現 (3) 生産空間の暮らしを支える中心市街地の形成と賑わいの場の創出	第5回	資料6
	3. 北海道型地域構造を支え、世界を見据えた 人流・物流ネットワークの形成	(1) 広域分散型社会を支える交通ネットワークの形成 (2) 産業を支える物流基盤の整備と物流システムの維持・効率化 (3) 安全・安心な移動環境の確保 (4) 札幌における交通結節機能と都市機能の強化	第5回	資料7
	4. 生産空間を守り安全・安心に住み続けられる 強靱な国土づくり	(1) 気候変動に伴い激甚化する水災害に対する北海道の地域特性を踏まえた流域治水の本格的実践 (2) 日本海溝・千島海溝型地震等の大規模災害に対する生産・社会基盤の強靱化 (3) 冬期災害や複合的災害に対する防災力の強化 (4) デジタルを活用したインフラの維持管理及び技術開発の推進 (5) 災害時におけるライフライン機能確保のための施設の耐災害性強化、多重化・分散化 (6) 国家的規模の災害時におけるリスク分散	第5回	資料8

- (1) 北方領土隣接地域の安定振興 …………… 3**
- (2) 国境周辺地域・離島地域の振興 …………… 10**

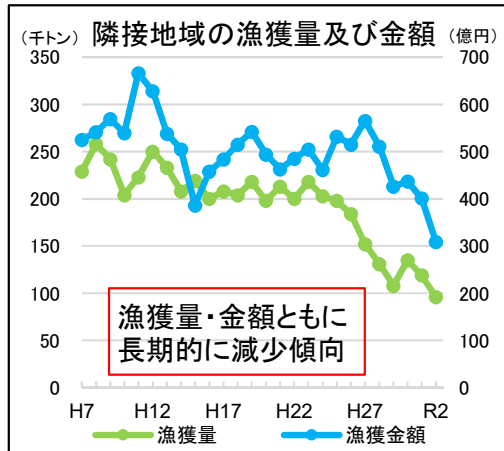
(1) 北方領土隣接地域の安定振興①

- 北方領土隣接地域は、北方領土返還要求運動の拠点となる重要な地域であるが、人口減少、少子高齢化、漁獲量や観光入込客数の減少等による地域産業の停滞など、地域経済は依然として厳しい状況が続いており、今後もこの状況が続けば、地域が衰退するおそれがある。
- このため、農林水産業などの基幹産業の振興による地域経済の活性化や、大規模地震などに対する防災・減災対策による地域防災力の強化など、隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する総合的な施策を計画的に推進する。

現状と課題



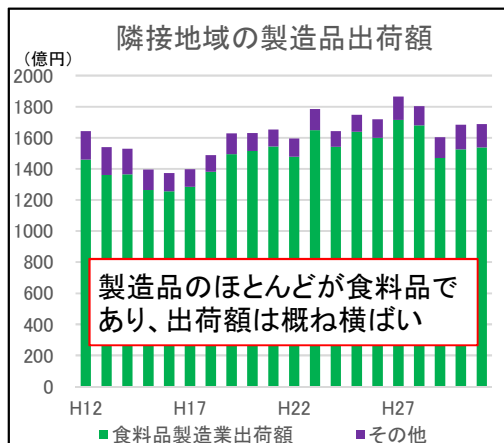
出典：総務省「国勢調査」から北海道局作成



出典：北海道「北海道水産現勢」から北海道局作成



出典：北海道「北海道観光入込客数調査」から北海道局作成



出典：経済産業省「工業統計調査」から北海道局作成

施策の検討項目

- ① 活力ある地域経済の展開**
農林水産業などの基幹産業の振興を図るとともに、担い手の確保・育成に向けた取組を推進する。
- ② 地域の資源を活かした交流・関係人口の拡大**
地域特性を活かした体験型・滞在型観光や広域観光の取組を促進する。
- ③ ゆとりと安心の実感できる地域社会の形成**
持続的な地域医療の確保など、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域環境の整備を促進する。
- ④ 社会・経済の安定的な発展の基盤の形成**
交通インフラの整備や自然災害に対する防災・減災対策の充実・強化、地域住民サービスの向上を図るデジタル化に向けた取組を推進する。
- ⑤ 地域の豊かな自然との共生**
知床世界自然遺産などの自然環境の保全と適正利用に向けた取組を促進するとともに、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた脱炭素化の取組を促進する。
- ⑥ 北方領土問題解決のための環境づくり**
北方領土問題解決の環境づくりに向けたより一層の啓発活動や返還要求運動後継者の育成など、北方領土の早期返還の実現に向けた環境整備を推進する。

(1) 北方領土隣接地域の安定振興②

- 活力ある地域経済の展開のため、農林水産業などの基幹産業の振興を図るとともに、担い手の確保・育成に向けた取組を推進する。
- 地域の資源を活かした交流・関係人口の拡大のため、地域特性を活かした体験型・滞在型観光や広域観光の取組を促進する。
- ゆとりと安心の実感できる地域社会の形成のため、持続的な地域医療の確保など、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域環境の整備を促進する。

活力ある地域経済の展開

- 持続可能で生産性が高い農業の展開
農業生産基盤の整備、クリーン農業の取組、スマート農業技術の導入、担い手の育成・確保等を推進。



肥培かんがい施設の整備
(家畜排せつ物を肥料として効率的に農地還元)

○栽培漁業の推進

種苗放流の安定化、水産生物の生活史に配慮した藻場の整備などにより、栽培漁業を推進。



ホタテガイの種苗放流

地域の資源を活かした交流・関係人口の拡大

○体験型・滞在型観光の促進

地域特性を活かした体験型観光、ワーケーションや民泊等の滞在型観光の取組を促進。



アウトドア活動などの体験型観光(カヌー体験)

○広域観光の促進

令和2年に認定された日本遺産「『鮭の聖地』の物語」などを活用した広域観光の取組を促進。



『鮭の聖地』の物語」関連施設(標津町ポー川史跡自然公園)

ゆとりと安心の実感できる地域社会の形成

○地域医療の確保

地域医療体制の充実に向け、医療機関の機能の充実や連携体制の構築を促進。



高度医療機器の整備
(多機能心電図自動解析装置(左)、輸血検査装置(右))

○生活環境の充実

上下水道施設や廃棄物処理施設など生活インフラの整備・充実を促進。



農業集落排水施設の整備(ポンプ設備の更新)

(1) 北方領土隣接地域の安定振興③

- 社会・経済の安定的な発展の基盤の形成のため、交通インフラの整備や自然災害に対する防災・減災対策の充実・強化、地域住民サービスの向上を図るデジタル化に向けた取組を推進する。
- 地域の豊かな自然との共生のため、知床世界自然遺産などの自然環境の保全と適正利用に向けた取組を促進するとともに、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた脱炭素化の取組を促進する。
- 北方領土問題解決のための環境づくりに向けて、より一層の啓発活動や返還要求運動後継者の育成など、北方領土の早期返還の実現に向けた環境整備を推進する。

社会・経済の安定的な発展の基盤の形成

○交通ネットワークの整備推進

高規格道路、港湾、空港等の整備により、地域経済や住民生活の基礎となる交通ネットワークの構築を推進。



交通ネットワークの整備

○防災対策の促進

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に対する防災対策により、自然災害への対応力強化を促進。



津波避難タワーの整備

地域の豊かな自然との共生

○自然環境の保全と適正利用

知床世界自然遺産などの優れた自然環境の保全と観光資源等への有効活用を図る取組を促進。



自然公園における木道整備

○再生可能エネルギーの普及促進

ゼロカーボン北海道の実現に向けて、脱炭素化や再生可能エネルギーの活用等を促進。



バイオガスプラントの整備

北方領土問題解決のための環境づくり

○国民世論の啓発

北方領土の早期返還に向けた国民世論や国際世論の喚起を図るため、啓発活動等を推進。



北方領土問題に関する国民世論の啓発活動

○後継者の育成

北方領土返還要求運動の次世代を担う後継者育成に向けた取組を推進。

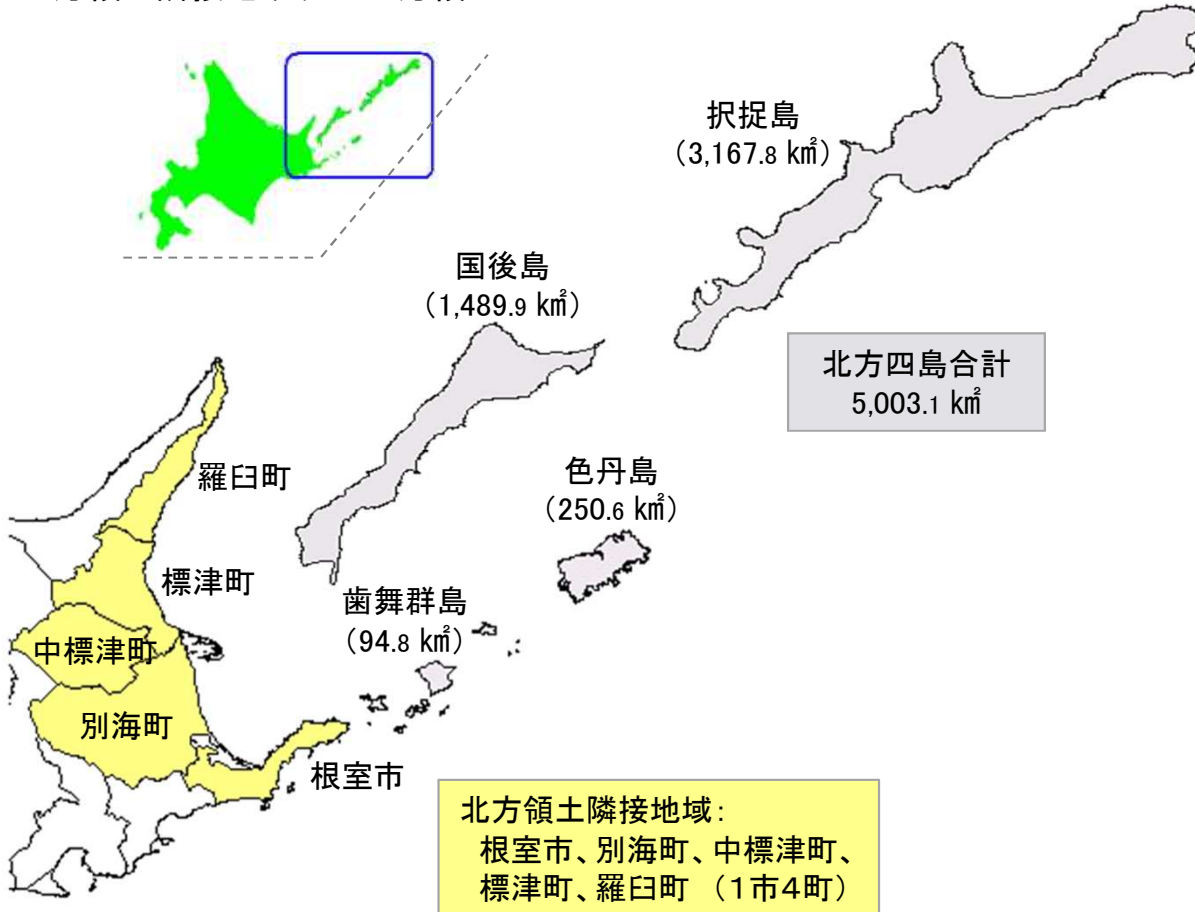


北方領土返還要求運動の後継者育成

【参考】(1) 北方領土隣接地域の概要①

- 我が国固有の領土である北方領土では、戦後77年を経た今もなお、ロシアによる不法占拠が続いている。
- 北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の1市4町の区域。以下「隣接地域」という。)は、かつて行政的にも経済的にも北方領土と一体の社会経済圏を形成して発展してきたが、北方領土問題が未解決であることから、戦後はその望ましい地域社会としての発展が阻害されるという特殊な条件下に置かれている地域である。
- また、隣接地域は、北方領土元居住者の多くが住んでいる地域であり、北方領土返還要求運動の発祥の地であるとともに、この運動の拠点となる重要な地域である。

■北方領土隣接地域及び北方領土



■北方領土隣接地域の人口 (人)

市町名	R3.1.1時点
根室市	24,858
別海町	14,827
中標津町	23,203
標津町	5,123
羅臼町	4,766
合計	72,777

(住民基本台帳調べ)

■北方領土元居住者の居住地 (人)

		R4.3.31現在
道内		4,127
	隣接地域	1,302
	その他	2,825
道外		1,664
計		5,791
隣接地域比率(%)		22.5

((公社)千島歯舞諸島居住者連盟調べ)

【参考】(1) 北方領土隣接地域の概要②

- 政府は、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(以下「北特法」という。)に基づき、北方領土問題の解決のために関係施策を積極的に推進している。
- 隣接地域の振興及び住民の生活の安定のため、北特法第6条に基づき、北海道が作成する「隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」(以下「振興計画」という。)に基づき実施される事業や施策を推進している。

北特法の概要

第1条[目的] 北方領土元居住者(以下「元居住者」)及び隣接地域が置かれている特殊な事情に鑑み、共同経済活動の進展も踏まえつつ、必要な特別の措置を定めることにより、北方領土問題等(以下「領土問題」)の解決の促進を図り、ひいては日ロ平和条約の締結等に資する。

北方領土問題についての国民世論の啓発

交流等事業の推進

元居住者に対する援護等の措置の充実

特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進

第2条の2[国の責務] 領土問題の解決の促進を図るため必要な施策を積極的に推進する。

第3条[基本方針] 領土問題の解決の促進のための基本方針を定める。

第4条[世論啓発]

- 北方領土返還運動(以下「返還運動」)推進のための環境整備等の推進。
- 領土問題に関する教育及び学習の振興。

第4条の2

[交流等事業の推進]

- 交流等事業の積極的な推進。
- 墓参及び自由訪問が支障なく行えるよう特別の配慮。

第5条～第5条の2

[援護等]

- 元居住者に対する援護等の措置の一層の充実強化。
- 元居住者に係る返還運動の後継者の育成。

第5条の3

[特定共同経済活動]

- 特定共同経済活動の円滑な実施に必要な隣接地域の環境整備。

第6条～第8条[隣接地域の振興]

- 振興計画の作成(北海道知事作成、国土交通大臣同意)。
- 振興計画に基づく市町事業の補助率の嵩上げ措置。
- 振興計画に基づく市町事業の地方債に対する特別の配慮。

第10条[基金] 隣接地域の市町等が実施する振興計画に基づく事業、領土問題に関する国民世論の啓発に関する事業、元居住者に対する援護等に関する事業に要する経費の一部を補助するための基金の設置。

第9条[漁業者の円滑な操業の実施の確保]

- 北方地域の領海における漁業者の操業の円滑な実施を確保するための必要な措置。

第10条の2[財政上の配慮等]

必要な財政上の措置、金融上及び技術上の配慮。

第12条[主務大臣]

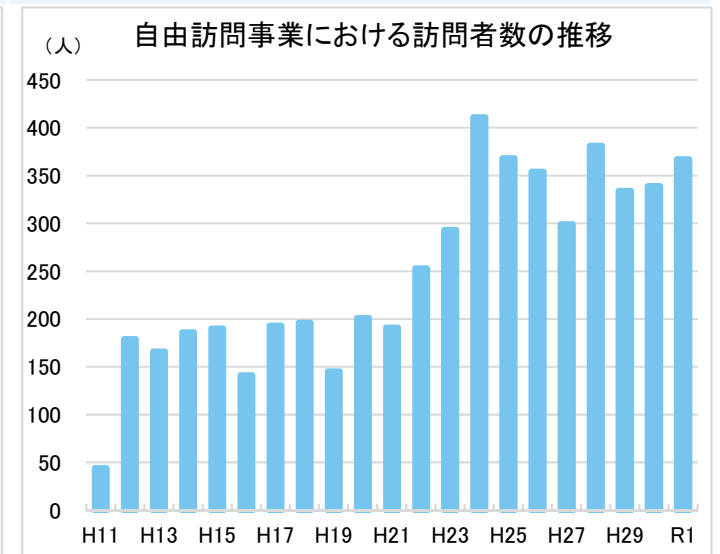
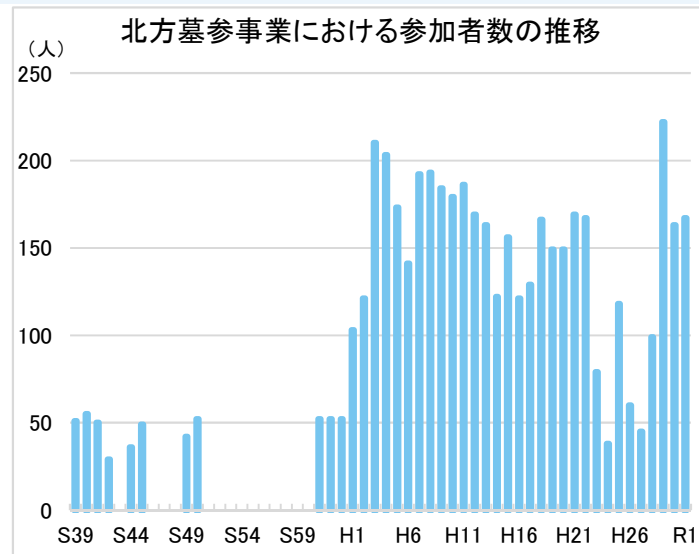
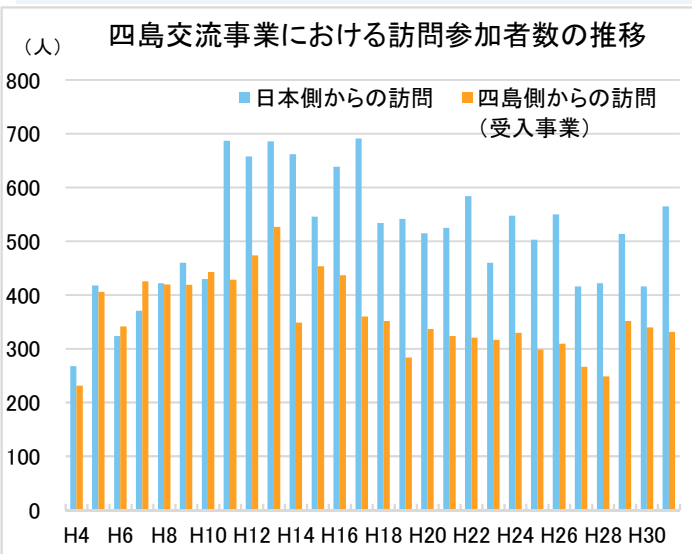
- 特定共同活動の定め：内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣
- 交流等事業の実施：内閣総理大臣、外務大臣
- 隣接地域の振興及び住民の生活の安定：国土交通大臣
- その他の事項：内閣総理大臣

【参考】(1) 北方領土隣接地域の概要③

- 北方四島交流(ビザなし交流)、北方墓参、自由訪問の3つの枠組みでの訪問等が行われてきた。
- 2020(令和2)年度と2021(令和3)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止した。
- 2022(令和4)年3月、ロシア外務省がウクライナ情勢に関連して、日本が行った措置が一時的な非友好的措置であるとして、四島交流等の事業を中止する等の措置を発表し、9月には、ロシア政府が、四島交流等の事業に係る合意の効力の停止に係る政府令を発表した(日本側は強く抗議)。

【北方四島交流の概要と経緯】

北方四島交流(ビザなし交流)	北方墓参	自由訪問
<p>日本国民と北方四島在住ロシア人との相互訪問</p> <p>・平成3年、領土問題解決までの間、相互理解の増進を図り、北方領土問題解決に寄与することを目的として、旅券・査証なしで日本国民と四島在住のロシア人との間の相互訪問の枠組みを創設。</p> <p>・平成4年、北方四島との相互訪問が始まり、ホームビジット、文化交流会、意見交換会等を実施。</p>	<p>元島民及びその家族による墓参のための訪問</p> <p>・昭和39年、人道的見地からソ連側との折衝により実現。</p> <p>・昭和46年～48年、ソ連側の同意が得られず一次中断。</p> <p>・昭和51年～60年、ソ連側が簡単な身分証明書で渡航していた慣行を変更し、旅券の携行とビザの取得を要求。日本側が強く再考を求めたが同意を得られず中断。</p> <p>・昭和61年、従来の身分証明書による渡航方式で再開。</p> <p>・平成29年度から航空機を用いた墓参を3年間実施。</p>	<p>元島民及びその家族によるふるさとへの訪問</p> <p>・平成11年、人道的見地、領土問題解決のための環境整備の一環として、新たに自由訪問の枠組みが設定され、訪問が開始。</p>



【参考】(1) 北方領土隣接地域の概要④

- 日本・ロシア間では、北方四島における共同経済活動のプロジェクト候補の具体化に向けた議論が重ねられてきた。
- 2022(令和4)年3月、ロシア外務省が、ウクライナ情勢に関連して日本が行った措置が一方的な非友好的な措置であるとして、共同経済活動に関する対話から離脱する等の措置を発表した(日本側は強く抗議)。

【共同経済活動の経緯】

年月	概要
平成28年12月	日露首脳会談において、北方四島における共同経済活動に関する協議を開始することが、平和条約の締結に向けた重要な一歩になり得るということに関して、相互理解に達した。
平成29年9月	日露首脳会談の結果、早期に取り組む5件のプロジェクト候補(①海産物の共同増養殖、②温室野菜栽培、③島の特性に応じたツアーの開発、④風力発電の導入、⑤ゴミの減容対策)を特定。
平成30年9月	日露首脳会談において、5件のプロジェクト候補の実施に向けた「ロードマップ」を承認
平成31年4月	「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」改正において、共同経済活動に関する規定を追加(共同経済活動のうち、主として北方領土隣接地域の経済の活性化に資するものとして主務大臣が定めるものを「特定共同経済活動」と位置づけ)。
令和元年10～11月	日本人観光客による初めての観光パイロットツアーを実施。
令和2年3月	共同経済活動のうち海産物の増養殖に資する中核的役割等を担う「根室市栽培漁業研究センター」が竣工
令和2年度以降	首脳間、外相間に加え、次官級協議、局長級作業部会等を通じてロシア側と議論が重ねられてきた。
令和4年3月	ロシア外務省が、ウクライナ情勢に関連して日本が行った措置が一方的な非友好的な措置であるとして、こうした措置を踏まえて、①平和条約交渉を継続しない、②四島交流等の事業を中止する、③共同経済活動に関する対話から離脱する等の措置を発表(日本側は強く抗議)

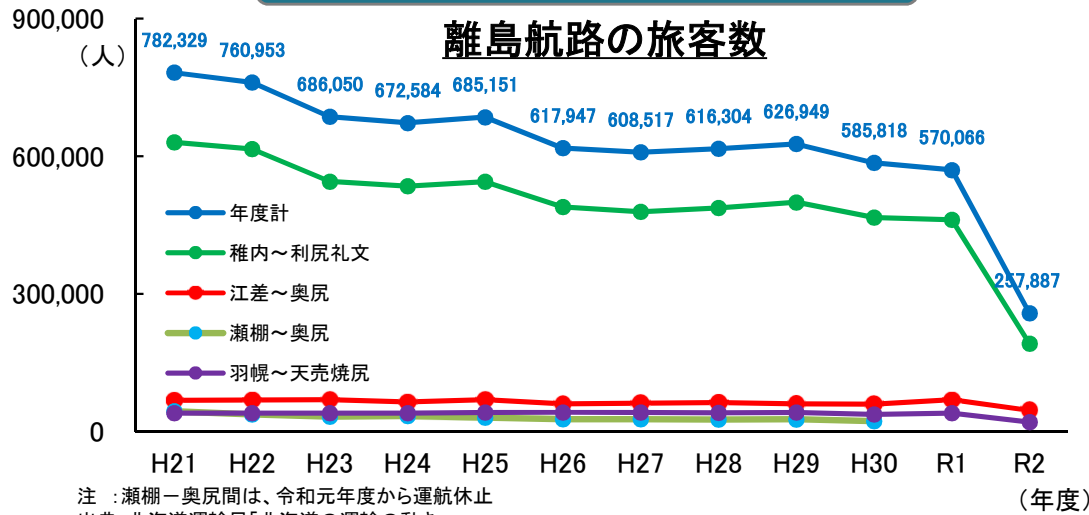
出典: 外務省HP、根室市HPから北海道局作成

(2) 国境周辺地域・離島地域の振興①

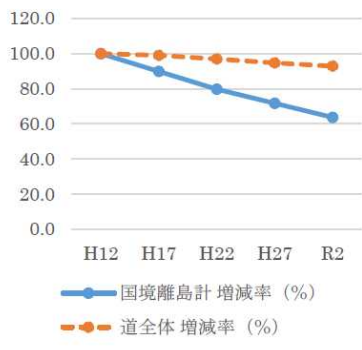
- 国境周辺地域・離島地域は、我が国の領土・領海等の保全を図る上で重要な役割を担っている。一方、離島地域の人口は、北海道全体と比べて人口減少が急速に進んでいる。また、本土と離島地域を結ぶ交通については、買い物や通院など住民の生活路線となっているが、利用客数の減少等により事業者の経営状況が厳しいことから、住民生活に必要な離島航路を維持・確保することが必要である。

現状と課題

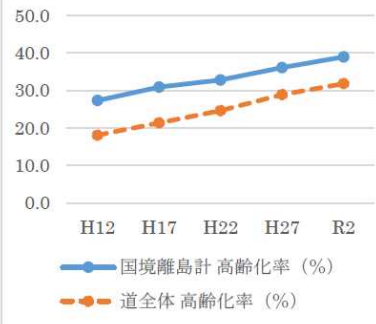
離島航路の旅客数



人口のH12年対比率の推移



高齢化率の推移



注：礼文町・利尻町・利尻富士町・奥尻町の合計

出典：特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する北海道計画

離島地域の人口は、全道と比べ人口減少が急速に進んでいる。
また、高齢化率も全道平均に比べ著しく高くなっており、地域の活力低下や担い手不足が顕在化。

施策の検討項目

国境周辺地域・離島地域において、住民の安全・安心な暮らしが確保される地域社会の形成を図るため、以下の施策に取り組む。

- ① 離島地域における本土への安定的なアクセスの確保**
離島振興計画等に基づき、航路・航空路の維持及び港湾等の整備を推進する。
- ② 国境周辺地域の持続可能な定住**
観光の推進や産業の育成、安全・安心な定住条件の整備強化等を支援する。
- ③ 豊富な再生可能エネルギー源の活用**
再生可能エネルギー源を活用して、中長期的には、北のエネルギー供給拠点の形成を図る。

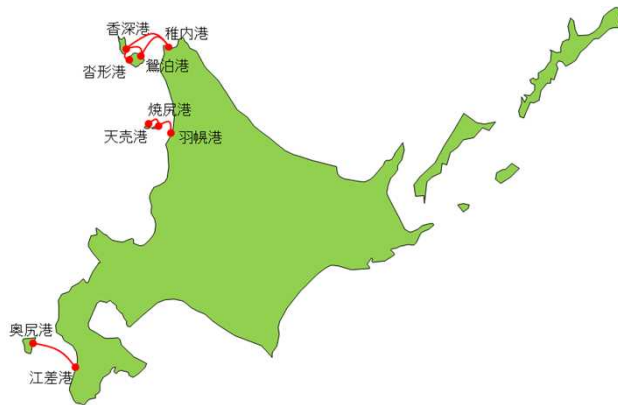
(2) 国境周辺地域・離島地域の振興②

- 離島地域の産業の振興や定住の促進、交流の促進を図るため、安定的なアクセスを確保する必要がある。このため、航路・航空路の維持及び港湾等の整備を推進する。
- 道北地方は、風力を始めとする再生可能エネルギーのポテンシャルが高いが、送電網が弱く、風資源を有効活用できていない。このため、風力発電導入拡大を目指して送電網を整備する等、北のエネルギー供給拠点の形成を図る。

離島港湾の整備



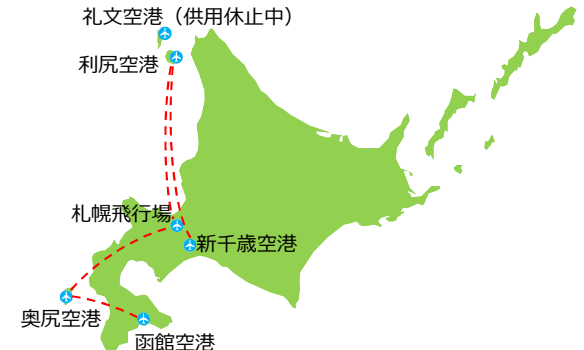
- 離島港湾へ発着するフェリーが利用する岸壁の静穏度対策として、防波堤改良を実施



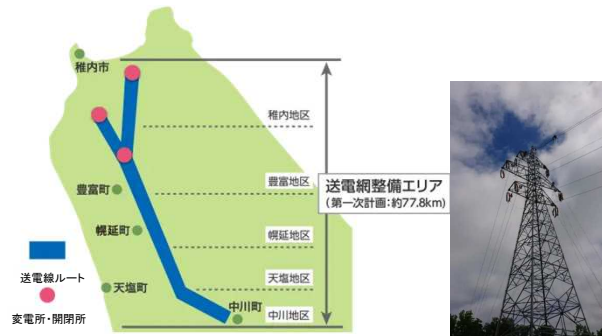
離島空港の整備(有人国境離島)



- 離島住民の日常生活に必要な不可欠である離島航空路線の維持・安定運航のため、空港施設の老朽化対策や滑走路端安全区域の整備等を推進



豊富な再生可能エネルギー源の活用



- 2013年に経済産業省資源エネルギー庁において「特定風力集中整備地区」に指定され、北海道北部地域における風力発電導入拡大を目指して送電網を整備(2022年8月完成)。

出典:北海道北部風力送電株式会社HP

安全・安心な定住条件の整備強化等の支援

- 礼文町は移住定住の相談窓口、コワーキングスペース、シェアハウスなど、定住、交流などを目的とする人々が集まる拠点施設「袋澗～ふくろま～」※を令和4年4月にオープン。

※袋澗:ニシン漁の礎を築いた親方が石を積み上げ造成した「小さな港」。移住定住・仕事・交流」の場として、小さな港のような役割を果たせるようにという思いから命名。

出典:礼文町HP



